

令和元年 第10回高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月28日(月)午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子 | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一 |
| 5番 宇治橋 俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 松崎 久範 |
| 会長 坂本 弘志 | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 松井 正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 5番 永友 定己 | 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 |
| 8番 橋口 卓史 | | |

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第50号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、みなさんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から、令和元年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい、それでは総会を始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1。議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、1番大福裕子委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の兵藤 衣重係長を指名いたします。

日程番号2。会期の決定につきましては、別記のとおり本日10月28日の1日間といたします。

日程番号3。諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。10月の業務報告及び11月の業務計画についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、ご説明させていただきます。

まず初めに10月の業務報告についてでございます。

4日には、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の委員研修会及び野外研修会が開催され、坂本会長のほか9名の委員さん及び事務局が出席をしております。

15日には、宮崎県農業会議の常設審議委員会に坂本会長が出席。

17日には西都児湯管内市町村の農業委員会会長、農業者年金受給者協議会会長、農業委員会事務局長の合同会議に、坂本会長と事務局から飯干が出席をしております。

総会関係についてでございますが、23日に現地調査を行い、本日、28日が総会となっております。

次に、11月の業務計画でございますが、主なもののみご説明させていただきます。

8日には、新富町において女性農林漁業者ネットワーク交流会が開催され、大福委員と木浦推進委員が出席されます。また、宮崎市において、宮崎県農地中間管理事業推進大会が開催されます。こちらにつきましては、役場からマイクロバスで行きますので、8日行かれる方につきましては、11時40分出発となっておりますので、昼食を済ませたうえでお集まりいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

11日には、竹嶋地区の人・農地プランの話し合いに、坂本会長と宮越推進委員、事務局からは兵藤係長が出席、28日及び29日には、東京都において全国農業委員会会長代表者会及び宮崎県選出国會議員要請活動が行われ、坂本会長が出席することとなっております。

11月の総会関係でございますが、現地調査は20日、総会は27日に開催することとなっております。

また、総会終了後には、農業経営改善等対策会議が開催されることとなっておりますので、よろしく願いいたします。業務計画は、以上でございます。

3ページをお開きください。県進達経過報告を申しあげます。4条2件、5条2件、いずれも問題なく、10月3日付で許可となっております。

続きまして、4ページをお開きください。農地法第3条の3の規定による届出書についてです。これについては、ご覧のとおりとなっております。5ページと合わせまして、3件でございます。ご確認よろしく願いします。

6ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてはご覧のとおりです。本日の議案54号に関連しております。ご確認ください。

続いて7ページです。2件の合意解約届出がなされております。こちらも本日の議案第51号に関連しておりますのでご確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから7ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わり

ます。

日程番号4、議案第50号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番。

令和元年10月3日、売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇〇〇****番。田、707㎡。

2番。

令和元年10月15日、売り渡し及び貸し渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇〇〇****番。田、994㎡。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

はい、ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番、売り渡し申し出。

担当委員、6番木浦由子推進委員。順番委員であります、7番宮越美秋推進委員。

2番、売り渡し及び貸し渡し申し出。

担当委員、2番永友祥一推進委員。順番委員、8番橋口卓史推進委員。

お願いします。

日程番号5、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13ページをお開きください。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番。

解除条件付3条賃貸借。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、畑。面積、674㎡。ほか2筆。

借受人、〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、幸妻委員お願いいたします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

はい、説明いたします。1番と2番は関連がありますので一緒にいいですかね。

[事務局]

ちょっと違う。

[2番]

わかりました。

〇〇〇〇さんの土地を、〇〇〇〇さんが借りられて、耕作されるということ

で。現場は、〇〇の〇〇の東隣です。すぐ横でございまして、太陽光発電をされておりまして。営農発電ですかね。賃貸料は、15年間で〇〇〇万となっております。以上です。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員6番]

ありません。

[議長]

はい。わかりました。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、15ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

借受人は農地法第3条第2項第2号につきまして農地所有適格法人以外の法人でございますが、第3項第1号に規定される解除条件付等の要件を満たすことから適用なしとなります。

〇〇〇〇は、〇〇〇〇等を目的として、〇〇〇〇に設立された会社で、今回農業に新規参入するため農地を借り受けるものでございます。

申請地においては、ハランを栽培しております、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお農業に新規参入するため、16ページから19ページにおきまして農業経営計画書をつけております。ご確認ください。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

それでは、2番の案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。

地上権設定。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、畑。面積、674㎡。ほか2筆。

借受人、〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、幸妻委員お願いいたします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

2番。説明いたします。説明がありましたように地上権の設定でございます。場所は全く1番と同じところでございます。以上です。

[議長]

はい、推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員 6 番]

ございません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。この件につきましては、地上権の設定となっております。

のちほど出てきますが、農地法第5条の申請にある営農型発電施設の一時転用の申請に伴うもので、農地の空中部分を使用するために設定するものでございます。

地上権の設定については、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はございません。

当該農地及び周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがなく、この農地における権利者の同意を得ていると認められる場合には、許可するものというふうにされております。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

はい、3番。

[3番]

3番。使用料は先ほど1番で説明された5年間〇〇〇万の中に含まれているのでしょうか。

[2番]

はい、そうです。

[議長]

よろしいでしょうか。

[事務局]

15年で。

[2番]

15年で。

[事務局]

すみません。地上権におきましては、5条と転用とだいたいそういう形で3年に一回ずつまた申請の更新が必要になってきます。なので3年間ということになります。

[議長]

いいですかね。そのほか質問はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番。

有償移転。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、田。面積、370㎡。

譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇ほか1名。

この件につきまして、二宮委員お願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。申請場所は、10号線の〇〇のちょうど裏手になります。裏手に〇〇という〇〇がありますがそのすぐ近くです。

申請の事由は、稲作を作るということになっております。

この申請人はこのところたびたび農地を高値で購入している〇〇の人です。

経営状況ですが、水田と畑合わせて、215a程度を耕作しているということです。そのほかにブロイラーも、〇〇で20万羽やっているということになっています。

この田畑の大部分はですね、〇〇にあります。

価格ですが、370㎡の面積が〇〇〇〇円ちょうどです。反当にすると、〇〇〇〇円余りということになります。以上です。

[議長]

はい、推進委員から補足することがありましたらお願いします。

[推進委員 2 番]

はい、ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

すみません。まだちょっとシステムで、農地の字が〇〇となっておりますが〇〇でございます。システム上は訂正させていただいております。すみません。

20ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。システムの関係上〇〇〇〇さんの経営面積は21.3aとなっておりますが、〇〇町の耕作証明により19,446㎡の経営の確認をしており、農地法3条第2項各号に該当してないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇町、〇〇市においてブロイラーの飼育、〇〇町において水稲とみかん、〇〇地区において水稲や玉ねぎを栽培しております。

今回の申請は、経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14ページをお開きください。

4番。有償移転。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、田。面積、261㎡。

譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、二宮委員よろしくお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。申請地は、10号線の〇〇の信号の近くの〇〇の横の道路を海側に入
って行って左折した先です。10号線の〇〇の裏手の方になります。

申請理由は、玉ねぎを作るということになっております。申請者は先ほどと
同じ人です。よって経営状況は省略いたします。

売買価格は261㎡の水田が〇〇〇〇円丁度です。反当にすると〇〇〇〇円
余りということになります。以上です。

[議長]

はい、推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員2番]

ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、21ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

受付番号3番同様に、許可要件を満たしていると考えます。経営規模の拡大
であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障は生じないものと考えております。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承
認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5番。

有償移転。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、田。面積、1,150㎡。ほか6筆。

譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、坂本会長よろしく願いいたします。

[8番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条有償移転です。

農地の場所は、〇〇交差点から〇〇へ800mほど行ったところの〇〇と〇〇の〇〇です。県道沿いで、****番*と****番の2筆が一枚になっておりこれが2,158㎡。残りの5筆ですけども、これが3,839㎡の一枚になっております。

ともにトラクターによってロータリーがかけられて、適正に管理されておりました。〇〇〇〇さんが高齢により管理が難しくなったとのことと、〇〇〇〇さんが規模拡大をしたいとのことで話がまとまりました。

作付予定は加工米と飼料米とのことです。

価格は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員7番]

特別にございませぬ。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、22ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇町及び〇〇地区において水稻や白菜、キャベツを栽培しております。

今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

はい、ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、23ページをお開きください。議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、130㎡。

申請人、〇〇〇〇。転用目的は、駐車場及び重油タンク置場及び庭園です。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[8番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんの4条案件です。

これは無断転用の追認であります。場所は10号線の〇〇から東へ300mほど行って、左へ200mほど行ったところの道路沿いにあります。

茶工場に隣接地していてその茶工場の燃料の重油タンクが2台と駐車場がありました。

農地の形状は細長い三角形になっており、隣接の畑とはかなりの段差があり、転用は致し方ないと思いました。

雨水については、地下浸透と道路の排水溝へ流すとのことで、現状のままということで問題はないと思われま

す。無断転用ということで始末書がつけてあります。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、28ページをお開きください。議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、674㎡。ほか2筆。

そのうち、35.011㎡となっております。賃貸借です。

貸付人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇。転用目的は、営農型太陽光発電施設です。

担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします

[議長]

はい、2番。

[2番]

2番、説明します。

この申請地は、先ほど3条申請で上がりました1番、2番と同じ所でございます。〇〇の太陽光発電施設の賃貸借となっております。

賃貸借につきまして、この資金調達についての計画ということで、〇〇〇〇円の融資証明が添付されております。

別に問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。

転用目的は営農型太陽光発電事業であります。営農型太陽光発電とは太陽光発電パネルを通常より高い位置、およそ2m以上の位置に設置し、その下、空いたスペースで営農、作物を栽培するものであります。

これにつきましては一時転用となり、3年ごとの更新が必要となりますので、今回2年目で途中だったのですが、太陽光の所有者が代わることから新たに申請してもらっております。

1年ごとに作物の収穫量を報告していただき、その反収が通常栽培される状態の作物反収と比較して、8割を下回らないことが必要となります。

営農型太陽光発電施設は、第1種農地であっても転用許可対象となっております。

現在栽培されている作物はハランという作物で生け花、料理店での使用が主なものとなっております、山林等日陰で栽培されるのが通常であるということです。

転用面積は農地全体ではなく、太陽光発電施設の支柱等が転用面積となります。

形状としては、農地に支柱で支えられた太陽光発電施設があり、そこに作物収穫の通路ができるという形で、農地自体には大きな形状の変更は生じません。

全体事業は平成26年12月22日に許可されており、すでに設備は完成しております。

今回は事業の継承であります。また、再生エネルギー電子申請書が添付されており、一時転用ですので太陽光発電施設に関する法律が添付されております。

営農型太陽光発電ですので、そのまま営農を行うため、付近の土地、作物に被害を与える心配はございません。なお、汚水処理、雨水処理につきましても確約書が添付されております。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。

所有権移転。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、213㎡。ほか5筆。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、太陽光発電施設です。担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、1番。

[1番]

1番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに対して太陽光発電を設置することで所有権移転となります。

36ページをお願いします。

この地図の真ん中辺りに〇〇というのがありますが、この〇〇交差点を〇〇方面に右折いたしまして50mぐらい行ったところが申請地となります。

現在は雑種地となっておりますが、この太陽光を設置するにあたり、汚水や配水は発生いたしません。

雨水につきましては自然浸透があり、申請地南側には水路がありますので排出をするということであります。

現在は雑草が茂っております。造成を行なってするということですが、1,962㎡に対しましての価格は〇〇〇〇円となっております。以上です。

[議長]

事務局より補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途地域が定められた地区である農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、29ページをお開きください。

3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、931㎡。所有権移転です。
譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設です。
担当の大福委員、ご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、1番。

[1番]

はい、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転となります。

40ページをお願いします。

この地図の申請地は、〇〇橋から〇〇方向に向かって、〇〇の〇〇になります、〇〇さんの手前の四差路になります。ここを〇〇の方向に向かって右折しまして、200mくらいに位置する左側になります。

ここの申請地は、ただ今雑草地となっておりますが、申請地の北側西側は道路となっております。

南側には畝を作って雨水が流れないようにするという事です。これを整地するにあたって、雨水をすり鉢状に整地して雨水の処理も行うという事です。

ここの931㎡に対してましての対価は〇〇〇〇円となっております。

[議長]

事務局より補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地を、これに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えていないことから許可の対象となっております。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、491㎡。使用貸借です。貸渡人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇。転用目的は、一般個人住宅です。担当の松崎委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい、7番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの使用貸借です。

この申請地は、〇〇線を〇〇方向に向かうと、高速のガードをくぐった100m先ぐらいを左に曲がって、右に細い路地を行ったところに申請地はありません。

〇〇〇〇さんは、父である〇〇〇〇さんから土地を借りて、実家の隣に家を建てる予定であります。

家の境はコンクリートブロックで囲い、土砂の流出を防ぎ、雨水は隣接側溝へ放流するという事です。

それと生活排水については、合併浄化槽を設置されるということです。

資金調達は、スーパー住宅ローンを〇〇〇〇円ほど借り入れされるそうです。

使用料は、0ということで発生しません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、申請地は、周辺農地の広がりが10ha以上の区域内にある農地であ

ることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に設置されるものに該当するため、転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号8、議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、415㎡。ほか3筆。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、6番。説明します。

場所は、〇〇の方に行って、ちょっと左に細い道路があるんですが、左に曲がったところに高速の路面のちょっと下になるんですが、そこ、たぶん全部もう一枚になっていたんで、間はなくなっていると思います。畦は壊して一枚の畑になっております。

それを隣に〇〇〇〇さんの畑があって、地続きであって、この〇〇〇〇さんの畑の部分はロータリーがかけてあります。

今まで芋を作ってた人はもう芋を取り上げてロータリーがかけてありました。

それが終わった後で、〇〇〇〇さんが買うということで対価は、全部で〇〇

〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問も無いようですので採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定。

ここでお諮りいたします。

本議案につきましては、農地中間管理事業の利用権設定について、契約期間満了に伴う再設定に関する案件が今後増えることが見込まれますので、まず、すべての議案について説明を行い、次に、一括してご意見、ご質問をお伺いし、そのあとに、採決を案件1件ごとに、賛成委員の挙手により行う形で今後進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

[議長]

はい、それでは異議なしとの声がありましたので、異議なしと認めます。

それでは、始めます。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」の利用権設定に関する案件につきましては、まず、すべての案件について説明を行い、次にすべての議案についての質疑等を一括して行い、その後1件ごとの採決を賛成委員の挙手により行うこととします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、8, 205㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明します。

場所は、〇〇から〇〇っていうのがあって、〇〇に上がる坂があるんです。そこを上がり切ったところの右側の方で、広いので、半分くらいはロータリーしてあったんですが、天気が悪くて出来ない、半分はまだ出来ないって本人が言ってらっしゃいました。

〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さんが借りるってものの再設定なんですね。賃貸借料はここに書いてあるとおりです。よろしくお願いします。

[議長]

はい、続きまして 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1, 0 1 8 m²。ほか 3 筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、説明します。

〇〇〇〇さんと、畜産農家の〇〇〇〇さんとの利用権設定の新規の申請ですが、これまでは相対契約でなさっていたそうです。

申請地は、〇〇のすぐ西側にある土地で、4 筆が一枚になっていて、飼料用の牧草が植えてありました。

期間は 5 年。借地料は 1 0 a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい、それでは 3 番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、634㎡。ほか6筆。
利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。
担当の永友祥一推進委員、松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの再契約です。

申請地の上4筆は、〇〇の駐車場のすぐ南の田んぼで飼料稲が刈られたばかりでありました。

次の〇〇****番は、10号線の〇〇から東へ200mぐらい入った左側の田んぼで、ここも飼料稲が刈りとられたばかりでした。

期間は3年。借地料は、上5筆田んぼは10a当り粃〇〇kgです。

[議長]

はい、推進委員、1番。

[推進委員1番]

はい、続きまして、畑の分について説明します。

場所は、今現況は〇〇の西側駐車場の北端から農免道路を350mほど西に進んだところ、〇〇方面から上がってきた通称〇〇坂ですかね、あそこ〇〇線から拡幅してきた道路がちょうど交差する辺りの角地を2筆7,584㎡です。

賃料は反当〇〇〇〇円、年間合計で〇〇〇〇円、期間は3年です。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、882㎡。ほか38筆。
利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の松井推進委員、永友祥一推進委員、山口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい、同じく強化法の期間満了に伴う更新の案件です。

借り手と貸し手は親子関係にあり、今回は賃料の設定はありません。

場所は大きく 3 か所に分かれており、〇〇線を上がって、〇〇の手前をすぐ左に曲がったところに〇〇さんのご自宅の前に 1 か所、〇〇を通り過ぎて 150 m 過ぎたところに 1 か所、それからちょっと手前に戻りまして〇〇に向かう方向へ曲がりまして左手の〇〇さんのハウスの横を通った道を 500 m ほど進んだところに 1 か所と大きく 3 か所に分かれております。

本人に確認しましたところ、キャベツ、白菜、ホウレンソウを作付するということで、現在はキャベツが作付してありました。以上です。

[議長]

はい、推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、一番上の〇〇****番なんですけれども、これは〇〇の駐車場のすぐ西側にあり、きれいに耕作をされておりました。

[議長]

はい、続きまして、推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番。山口です。〇〇の〇〇の****番*から〇〇****番*というのは、うちの前の田んぼでして、二番穂をしたのをクロウかなんかをかけてきれいに耕してありました。以上です。

[議長]

はい、続きまして 5 番の案件について、事務局より議案説明をお願いします。

[事務局]

はい、最初に担当推進委員の標記が間違っておりました。正しくは松井推進委員です。訂正をお願いします。すみません、57ページです。

説明いたします。

5番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4,286㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、4番の案件と一緒に案件でございまして、先ほどの案件が再設定ですが、この5番案件に関しては、今回新規で設定をするということで、条件は一緒です。以上です。

[議長]

続きまして、6番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、2,649㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番、説明いたします。

先ほど6ページで説明がありましたように、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの合意解約です。今度新規で公益社団法人宮崎県農業振興公社と中間管理事業を通しての契約です。

畑で小作料は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい、7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、7番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、2,630㎡。ほか1筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、説明します。この案件は、今まで相対で契約していたところを、農地中間管理機構を通じた契約ということになります。耕作者〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんの畑の場所は、〇〇線の坂を上ってすぐ左折、〇〇に向かい、道路を150mほど行きました所に左手に1筆、そこをもう少し200m先に進んで塚がありまして、その塚の周りにもう1筆、合計2筆。

現況、〇〇が植えてありました。期間は10年、賃料は反当当たり〇〇〇〇円。以上です。

[議長]

はい、8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、1,011㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番説明します。先ほどの7番案件と同様に、公社を利用した設定になっています。

〇〇〇〇さんの畑は、〇〇の前の道路を〇〇方面に向かった道を、〇〇の手前の道路を左に入りましたところ、少し奥まったところにハウスがありまして、その西側にあります。もっと言えば〇〇〇〇さんの自宅の左後方になります。

現況は、〇〇が植えてありました。

賃料は、反当〇〇〇〇円。期間は5年です。以上です。

[議長]

はい、すべての案件について、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、1件ごとに、挙手により採決をいたします。

1番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定しました。

2番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定しました。

4番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定しました。

7番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求

めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定しました。

8番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。賛成全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

9月の総会の終わりに、二宮委員より私に10月の総会で高鍋町農業委員会会議規則等に関する質問されると言われておりましたが、私としては二宮委員の質問を受ける必要はないと考えております。

総会は議案についてのみ審議するところであります。

農業委員、推進委員もそれなりに法令規則を知らなければなりません、法令規則などは事務局の仕事であります。農業委員、推進委員は法律の専門家ではありません。

各地区で農業をされ、地域のことをよく理解して、人望のある方が代表してここに来ておられます。

農業委員、推進委員は、農地利用の最適化を目指して、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進をしていかなければなりません。

そのために、農業委員、推進委員は地域の中に入って、これらのこれから先の事を話し合いながら、農地の貸借、売買などの相談を受けて、調整をしていくことが重要な仕事だと私は考えております。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。これをもちまして、令和元年

[6番]

はい。はい。あのね、議長ね、あなたはね、会議規則でですね、

[議長]

質問は受けます。

[6番]

いや、質問ですよ。

[議長]

これで、一応終わります。すべてを持ちまして、これで高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 13時58分)